

契 約 書

(案)

公益財団法人愛知県都市整備協会（以下「発注者」という。）〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）との間において、次のとおり請負契約を締結する。

第 1 条 発注者は、その管理する公園の業務を、受注者に請け負わせる。

1 業 務 内 容

業 務 名 地球市民交流センターにおけるプログラム実施等業務
路線等の名称 愛・地球博記念公園

業 務 場 所 長久手市茨ヶ廻間 地内

2 業 務 期 間

令和 4 年 4 月 1 日（金）から令和 5 年 3 月 3 1 日（金）まで

3 請 負 代 金 額

金 △△△△△ 円とする。

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 □□□□ 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、請負代金額に 1 1 0 分の 1 0 を乗じて得た額である。

4 契 約 保 証 金 なし

第 2 条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。

第 3 条 受注者は、関係諸法令及び保安関係規定を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって業務の実施にあたるものとする。

第 4 条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務委託基準」を守らなければならない。

第 5 条 受注者は、この契約締結後 5 日以内に設計図書に基づき、業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

第 6 条 発注者は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、受注者又は受注者の常駐スタッフに業務の実施について必要な指示をするため、監督

員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 前項の指示のうち重要なものについては、原則として書面によらなければならない。

第7条 受注者は主となる常駐スタッフを定め、この契約締結後5日以内に、書面をもってその氏名を発注者に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 受注者又は常駐スタッフは、業務現場に常駐し、プログラム提供時には業務現場に関する一切の事項を処理しなければならない。

第8条 請求金額は、契約履行完了に至るまでの総ての経費を含むものとし、受注者はいかなる理由によるも請負金額以外の代価を発注者に請求することはできない。

第9条 受注者は、業務が完了したときは、ただちに報告するものとする。

2 発注者は、受注者から業務完了の報告があったときは、ただちに検査するものとし、検査の方法は発注者の任意とし、受注者はその決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 検査の結果、不完全な部分があったときは、受注者は発注者の指定する期間内に履行しなければならない。

第10条 発注者は、業務完了後適法な支払い請求書を受理してから30日以内に支払わなければならない。

2 発注者は、前項の規定による支払いを遅延したときは、年2.5パーセントの支払い遅延利息を受注者に支払わなければならない。

第11条 受注者は業務の完了前に、出来形部分に相応する請負代金相当額の9分の10以内の額（万円未満切捨）について、次項から第6項までに定めるところにより部分払を請求することができる。この場合において、請負代金相当額は、第3項の確認に基づき発注者が通知した出来形割合を請負代金額に乗じて得た額とする。

2 受注者は部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、遅延なく受注者の立ち会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 受注者は、第3項の規定による通知があったときは、部分払を請求することができる。

この場合において、発注者は当該請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

5 部分払の額は、次の式により算定する。

部分払金の額 \leq 請負代金額 \times 出来形割合 $\times 9 / 10$ 以内 - 支払済部分払金の額

6 受注者が第1項の規定により部分払の請求ができる回数は、2回までとする。

第12条 発注者は、受注者が次の各項のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、これにより受注者に損害が生じても発注者は、その責を負わないものとする。

(1) 受注者がこの契約の条項に違反したとき。

(2) 受注者が正当な理由なく契約を履行する見込みがないと認められたとき。

(3) 受注者から契約解除の申し立てをしたとき。

第13条 受注者は、この業務中に受注者の責により、発注者及び第三者に損害を及ぼしたときは、いかなる理由によるもその責を負わなければならない。

第14条 渇水、火災、地震、暴風、洪水その他の自然的要因又は施設の故障等不測の事態により、業務の遂行ができないと認められる場合は、発注者は業務の中止内容を直ちに受注者に通知し、業務を中止させることができるものとする。

2 発注者は、前項の規定により業務を中止した場合は、受注者に通知した日をもって業務の請負代金額を変更することができるものとする。

3 前項により変更となった請負代金額は、業務中止日までの出来形部分及び残業務の内、発注者が必要と認める業務の合計額相当分とする。

第15条 請負代金額の変更は、発注者、受注者協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定める額とし、受注者に通知する。

第16条 当該年度の業務履行状況が良好である場合は、翌年度の契約を継続する場合がある。

ただし、この場合、翌年度の請負金額の算定については、今年度の業務金額内訳表に記載された単価を基本とする。

2 受注者は、業務締結後5日以内に業務金額内訳表を提出するものとする。

第17条 この契約に関して紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決をはかるものとする。

第18条 この契約書に定めのない事項については、発注者、受注者協議のうえ別に定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者、受注者それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

発注者 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号
公益財団法人 愛知県都市整備協会
理事長 河野修平

受注者